

令和7年9月定例会

文教警察企業常任委員會會議錄

令和7年9月18日・22日

場 所 第3委員会室

令和7年9月18日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算（第2号）○議案第3号 令和7年度宮崎県公営企業会計
(工業用水道事業) 補正予算
(第1号)○議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準
を定める条例及び企業局会計年
度任用職員の給与の種類及び基
準を定める条例の一部を改正す
る条例

○議案第10号 工事請負契約の締結について

○議案第15号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- ・家庭教育を支援するための施策の実績（令
和6年度）について

○その他報告事項

- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の報告書について
- ・第49回全国高等学校総合文化祭の結果につい
て
- ・令和7年度全国中学校体育大会の結果につい
て
- ・令和7年度全国高等学校総合体育大会の結果
について
- ・令和7年度全国高等学校定時制・通信制体育
大会の結果について

○閉会中の継続審査について

出席委員（7人）

委 員 長	荒 神 稔
副 委 員 長	永 山 敏 郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	中 野 一 則
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	工 藤 隆 久

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
警務部参事官兼 首 席 監 察 官	奥 野 仁
生 活 安 全 部 長	三 木 健 次
刑 事 部 長	迎 修 二
交 通 部 長	黒 瀬 信 太 郎
警 備 部 長	河 野 博 之
生 活 安 全 部 サイバー戦略局長	梅 原 守
警務部参事官兼 会 計 課 長	寺 田 健 一
警務部参事官兼 警 務 課 長	中 武 泰 博
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 少 年 課 長	小 野 哲 也
交 通 部 参 事 官 兼 交 通 企 画 課 長 兼 交 通 規 制 課 長	佐 藤 勝 重
總 務 課 長	後 藤 泰 三
總 合 管 理 課 長	安 井 照 和
生 活 環 境 課 長	水 増 勝 二
運 転 免 許 課 長	岩 田 浩 幸

企業局

企 業 局 長	松 浦 直 康
副 局 長 (総 括)	大 野 正 幸
副 局 長 (技 術)	松 山 英 雄
技 監	小 野 一 彦
総 務 課 長	奥 野 真 一
経 営 企 画 室 長	栢 木 良 一
工 務 管 理 課 長	山 元 孝 訓
施 設 保 全 課 長	結 城 善 行
発 電 設 备 課 長	安 藤 忠
総 合 制 御 課 長	西 本 修 一

教育委員会

教 育 長	吉 村 達 也
副 教 育 長	柏 田 学
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 玉 拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	田 中 幸 一
教 育 政 策 課 長	須 波 勇一郎
参 事 兼 財務福利課長	畠 中 道 一
育 英 資 金 室 長	安 部 博 己
高 校 教 育 課 長	長 友 美 紀
義 務 教 育 課 長	柚 木 山 尚 未
特 別 支 援 教 育 課 長	山 之 口 義 弘
教 職 員 課 長	菊 池 武 司
生 涯 学 习 課 長	中 村 敏 彦
ス ポ ーツ 振 興 課 長	田 中 裕 久
文 化 財 課 長	田 中 礼 子
人 権 同 和 教 育 ・ 生 徒 指 導 課 長	川 越 政 紀
図 書 館 長	田 代 暢 明
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 長	井 上 大 輔

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
総 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会の日程であります。日程案につきましては御覧のとおりであります、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○荒神委員長 それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日御審議いただきます報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての2点であります。

それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

○荒神委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 文教警察企業常任委員会資料の3ページを御覧ください。

今回御報告させていただく損害賠償事案は、

県有車両による交通事故4件になります。

一覧表の上から順に説明します。

1件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和6年10月14日午前9時35分頃、宮崎北警察署の警察官が公用車を路上に駐車する際、切り返しのために左折前進させたところ、進路左前方に設置されたブロック塀に公用車の左側面を接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認によるもので、相手側の過失はありません。

この事故の損害賠償額につきましては、ブロック塀の修理費として4万1,800円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、車両修理費として29万6,901円を県費から支出しています。

次に、2件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年2月10日午前11時30分頃、刑事部組織犯罪対策課の警察官が駐車中の公用車から降車する際、開放した運転席ドアが強風にあおられ、隣に無人駐車中の相手型車両の助手席ドアに接触したものです。

原因につきましては、当該職員の安全不注意によるもので、相手側の過失はありません。

この事故の損害賠償額につきましては、相手型車両の修理費として、21万1,772円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく、修理は行っておりません。

次に、3件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年3月10日午後2時頃、延岡警察署の警察官が公用車を駐車場内の駐車枠に後退して駐車する際、左後方に無人駐車中の相手型車両に接触させたもので

す。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認によるもので、相手側の過失はありません。

この事故の損害賠償額につきましては、相手型車両の修理費として、15万8,050円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく、修理は行っておりません。

最後に、4件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、令和7年5月6日午後2時25分頃、宮崎南警察署の警察官が駐車中の公用車から降車するため助手席側後部ドアを開けた際、隣に無人駐車中の相手型車両との間隔を確認しないままドアを開放したため、相手型車両の右側面に接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不注意によるもので、相手側の過失はありません。

この事故の損害賠償額につきましては、相手型車両の修理費として、3万7,950円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく、修理は行っておりません。

県警では、引き続き交通事故防止対策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

損害賠償額を定めたことについての報告は以上です。

○迎刑事部長 それでは、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元にある冊子の令和7年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の127ページ、データの報告書で

は131ページをお開きください。

宮崎県暴力追放センターの令和6年度の事業報告書について御説明をいたします。

まず、1の事業概要についてであります。

令和6年度は、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を中心とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動の活性化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてであります。

令和6年度においては、冊子の127～131ページ、データでは131～135ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名（1）暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業につきましては、相談・助言事業、少年保護活動事業、暴力団離脱更生促進事業、被害者救済事業の4つの事業に取り組みました。

次に、冊子の128ページ、データでは132ページの事業名（2）暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業につきましては、広報啓発事業、民間暴力団排除団体等への支援事業、少年指導委員に対する研修事業、不当要求情報管理機関への支援事業、調査・研究活動事業、不当要求防止責任者講習等事業の6つの事業に取り組みました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

冊子の181ページ、データでは185ページをお開きください。

まず、概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、平成4年4月1日に設立されております。総出資額4億9,500万円は法人の基本財産であります。

このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。

次に、県の財政支出について御説明します。

令和6年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料986万8,000円のみであります。

この委託料は、不当要求防止責任者講習等事業の事業費用です。

この事業は、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会等を行うものです。

令和6年度は、県内13地区において30回の講習を行い、953名が受講しました。

次に、実施事業であります。

これは、さきに報告しました、令和6年度事業報告書の中で説明しました2の事業実績と同じ内容になります。

次に、活動指標についてであります。

暴力団追放センターの利用状況等を知るための活動指標として、3項目を掲げております。

①の暴力相談受理件数は、年間で305件です。

その中で、最も多いのは、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会の291件で、全体の約95%を占めています。

②の研修会参加者数については、不当要求防止責任者講習会と事業所等に対する暴力団対策研修会の参加者数となっております。

③のホームページアクセス数については、県民の皆様の暴力追放センターへの認知度を表す指標として掲げているものであります。

これら活動の各指標の達成度は、経営評価報

告書に記載のとおりであります。

次に、財務状況についてであります。

次のページ、冊子の182ページ、データでは186ページをお開きください。

まず、財務状況の左側にある正味財産増減計算書の令和6年度の欄を御覧ください。

正味財産とは、資産から負債を差し引いた純資産に該当する部分を言いますが、令和6年度の経常収益から経常費用を引いた当期経常増減額は54万2,000円の増額となっております。

次に、一般正味財産の増減について説明します。

一般正味財産とは、法人の意思で使途を決定できる財産のことですが、令和6年度は、一般正味財産期首残高が811万4,000円、一般正味財産期末残高が873万円であり、61万6,000円の増額となっております。

次に、指定正味財産の増減について説明します。

指定正味財産とは、寄附によって受け入れた使途に制約が課せられた財産のことであります。が、令和6年度は、指定正味財産期首残高が5億314万7,000円、指定正味財産期末残高が5億207万4,000円でありまして、107万4,000円の減額となっております。

正味財産期末残高の5億1,080万3,000円は、さきに説明した一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合計した金額であります。

次に、財務状況右側の貸借対照表の令和6年度の欄を御覧ください。

資産額は、令和6年度の正味財産と負債額を合計した5億2,560万円となっております。

負債の大部分は退職給付引当金であり、その金額を固定負債として計上しております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、目標値60%に対して、実績値は55%でしたので、達成度は91.6%でありました。

今後も自己収入比率向上に向け、贊助会費、寄附金の拡大等を推進し、目標値達成に向けて努力するように指導してまいります。

②の管理比率は、目標値30%に対して、実績値は21%でしたので、達成度は130%でありました。

管理費の割合を目標値より低く抑えることができましたが、今後とも引き続き管理費の節減に努めてまいります。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、活動内容については、研修会参加人数が目標数の約半数程度であり、研修会対策を検討する必要があるものの、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等のほか、県内初となる適格都道府県センター制度を活用した暴力団事務所使用止め訴訟を行っており、その実績は評価できるとしております。

一方、財政内容については、自己収入比率が目標値を下回っていることから、贊助会費の拡大を図るなどして、自己収入の確保に向けた取組が必要であるとしております。

続きまして、令和7年度の事業計画について御説明をいたします。

冊子の136ページ、データでは140ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。

本年度においても、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を推進することとしております。

2の事業計画についてであります。

本年度も、令和6年度と同様、暴力団員等に

による不当な要求行為の被害者に対する支援事業及び暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業を推進していくこととしております。

次に、3の収支予算書についてであります。

冊子の138ページ、データでは142ページをお開きください。

まず、大項目Iの一般正味財産増減の部から説明します。

(1)の経常収益は、合計2,847万7,000円となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、冊子の139ページ、データでは143ページに移りまして、合計2,966万3,000円となっております。

次に、大項目IIの指定正味財産増減額の部について説明します。

令和7年度の基本財産運用益508万2,000円は、センターの事業運営に充てられる一般正味財産に振り替えますので、基本財産の増減はなく、4億9,500万円のままとなります。

指定正味財産期末残高は、4億9,725万7,000円であり、これに、一般正味財産期末残高の728万7,000円を加えた5億454万4,000円が令和7年度の正味財産期末残高になります。

なお、令和7年度の事業計画は、本年3月の理事会で、また、令和6年度の事業実績については、本年5月の理事会及び本年6月の評議員会において、それぞれ承認されております。

宮崎県暴力追放センターの経営状況報告は以上となります。

全国の暴力団情勢は、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争が激化し、令和2年1月に六代目山口組と神戸山口組、令和4年12月に六代目山口組と池田組、令和6年6月に六代目山口組と糺會が特定抗争指定暴力団に指定され、その後

も対立抗争は継続し、予断を許さない状況であります。

これら組織の長期化した対立抗争は、本年4月に行われた六代目山口組による一方的な終結宣言で新たな局面を迎えようとしており、情報収集を強化しながら、六代目山口組などの動向を見極めているところであります。

県内の暴力団情勢については、令和6年末までに15組織、構成員等約110名を把握しておりましたが、今年に入って六代目山口組と対立する池田組系の組織が相次ぎ解散したとの情報をつかんでおります。

これは、昨年9月に発生した拳銃使用の対立抗争事件の影響が認められるところでありますが、情報収集を強化しているところであります。

この拳銃使用の対立抗争事件が発生したことを受け、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、宮崎市にある志龍会事務所に対する事務所使用制限命令を発出し、同年10月、宮崎県公安委員会が六代目山口組と池田組を特定抗争指定暴力団として指定し、宮崎市内を警戒区域に指定しまして、現時点、4回目の指定延長期間中であり、その期限は本年12月7日となっています。

また、この抗争事件に関しまして、宮崎県暴力追放センターを債権者として、宮崎地方裁判所に志龍会事務所などに対する使用差止めの仮処分の申立てを行い、本年4月18日に仮処分の決定があり、5月1日にこれを執行しております。

このような情勢でありますことから、宮崎県暴力追放センターの役割は非常に重要と言えますが、事業を継続するに当たっては、経費の削減を図りつつ予算を効率的に運用しながら、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動

等を、官民一体となって積極的に実施していくよう今後とも指導してまいります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんか。

○安田委員 県内の暴力団15団体ということを先ほど説明いただきましたけれども、市町村別でいきますと——言える範囲でいいですから、延岡市に何団体とか、日向市に何団体とかいうのが分かれば教えていただきたいと思います。

○迎刑事部長 先ほど15組織ということで御説明させていただきましたけれども、今年7月末現在で情勢が若干変わっておりまして、山口組系の組織が9組織、池田組系の組織が2組織、合計で11組織ということで見ております。池田組系列の暴力団の数が、団体数も含めて少なくなっているということありますけれども、偽装的に離脱している可能性も含めて、今のところ監視を強化しているところであります。

先ほどの御質問でいきますと、そういう状況でありますので、どこに確たる組織があるというのは、なかなか申し上げにくいところでありますけれども、今のところ概略で把握しているのは、延岡市と宮崎市にてそういう組織の存在を確認しております。

○坂口委員 財政面ですけれども、当初できたとき、民間の賛助会員からの寄附を主たる経費としてということで、あの頃からなかなか財政の健全化の維持とか必要な財源確保というのが心配事であったのですけれども、運用は主にどんな財源でなされているんですか。

○迎刑事部長 それは、頂いた寄附とかでしょうか。

○坂口委員 寄附とか、運用できる範囲内のお金のうち、主なものです。

○迎刑事部長 まずセンターの運営については、その基本財産の基本財産運用益、それと、先ほど言いましたように、市町村からの市町村地方公共団体負担金、そして賛助会費、そして一般の寄附から頂きまして、それを運用費に充てているというところでございます。それに加えて、これは先ほど出てきましたように市町村責任者講習の委託費等を支出に充てているところであります。その運営の支出に当たりましては、ここに示した活動費のほうに振り分けておりまして、もちろん指定財産とかについてはそれぞれ指定の用途が定まっておりますので、それで運用させていただいているというところであります。

○坂口委員 市町村の負担金も含めてですけれども、問題は民間からの寄附金の継続ができるかというのが、最初心配事で議論された経緯があるのです。民間からの寄附という部分に限っては、必要額は継続しているんでしょうか。

○迎刑事部長 先ほど賛助会費について、坂口委員のほうからお話がありましたけれども、これは平成13年から、基本財産の利息収入が激減したということで賛助会費制度を設けたという経緯があります。今のところ、会員の増減については増加傾向ということで、令和5年度と比較しまして、法人会員は12事業所、個人会員は1名増えているということで、設立前の平成13年と比較しますと、平成13年は法人会員が68に対し、現在323の事業所が賛助会員になっていたいただいており、御協力をいただいているというところでございます。

一般寄附については、昨年度は弁護士会から、これは先ほど言った事務所差止めの費用とかを含めて頂いているものと、あと、私ども県警の職員のほうで暴力追放センターに協力するとい

うことで寄附をしておりまして、その辺の金額で運営費を賄っているというところになります。

○坂口委員 ありがとうございます。設立当時、グレーゾーンに入るような行為に対しての警察対応というのは限界もあり、物すごく期待してつくられた暴力追放センターなんですね。財政的、財源的に維持できるのかなという心配事をみんな持っていたものですから、今、説明を聞いて安心しました。

○本田委員 賛助会員についてなんですけれども、どれぐらいの金額で——法人と個人とあるんだと思うんですけれども、その辺を教えていただけないですか。

○迎刑事部長 設立は平成13年ということでお話ししましたけれども、年間会費は法人会費で1口1万円、個人会費は1口5,000円となっております。先ほど、323の事業所が、ということで令和6年度の話をさせていただきましたけれども、合計で553口の553万円、個人会費は18人の方がなっておりますけれども、16口8万円ということになっております。

○荒神委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、その他で最後にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 ないようでございますので、それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時35分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局の概要説明を求めます。

○松浦企業局長 委員会資料に入ります前に、1点御報告がございます。

企業局が発電した電気の売電についてであります。

これまで、九州電力との長期契約によりまして、九州電力に全量売電をしておりました。

この契約が今年度までということありますので、来年度以降の売電についての事業者を募集するということでございます。その入札公告を行ったということでございます。国からの指導もありまして、競争性を確保するという意味で、今回については入札という方式で決定したいと思っております。

お手元の資料につきましては、本日、ホームページに掲載した内容を印刷したものでございます。

今回は、14ある発電所のうち、11の発電所を2つのグループに分けて募集しております、期間については、令和8年度、9年度の2か年ということで募集したところでございます。

開札については11月5日を予定しております。最有力の事業者につきましては、その後、経営内容あるいは契約内容の確認をした上で最終決定をしたいと思っております。

結果が出ましたら、改めてまた御報告させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、常任委員会資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

目次でございます。

まず、I 予算議案ですが、議案第3号「令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道

事業) 補正予算(第1号)」であります。

それから、Ⅱ特別議案、議案第6号「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。

それぞれ、内容につきましては、担当課長のほうから後ほど御説明をいたします。

○荒神委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○山元工務管理課長 補正予算について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

議案第3号「令和7年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)」であります。

まず、1の補正の理由でありますと、令和7年3月に実施しました送配水管施設の点検において、制水弁や排水弁があります等に変状、具体的には、鉄筋の腐食やコンクリートの剥離などが確認されたため、補修工事を行うもので

す。
次に、2の事業の概要でありますが、(1)事業費総額は2,754万円で、(2)工事内容は、断面修復工が4か所、頂版撤去新設工が2か所になります。

工事箇所は、右側の位置図の青色の丸の範囲内にある6か所になります。

下の参考の左側の写真、制水弁ます断面修復工のように、鉄筋の腐食等が少ない場所においては、モルタルで補修を行う断面修復工を実施いたします。

また、右側の写真、制水弁ます頂版撤去新設工のように、劣化が進んだますにおきましては、

上部の頂版を撤去し新設します。

4ページを御覧ください。

3の補正額であります。

まず、収益的収入及び支出について、表の太枠の中ほどにありますとおり、補正予定額は事業費1,179万8,000円で、営業費用の修繕費及び固定資産除却費を計上するものであります。

補正後の事業費の合計は、同じく太枠の一番右の計の欄にありますとおり、4億7,718万円となります。

この結果、表の一番下の太枠の計の欄にありますとおり、補正後の事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナスの9,950万8,000円となります。

次に、資本的収入及び支出について、表の太枠の中ほどにありますとおり、補正予定額は資本的支出1,574万2,000円で、建設改良費の設備増強費を計上するものであります。

補正後の資本的支出の合計は、同じく太枠の一番右の計の欄にありますとおり、1億8,507万6,000円となります。

この結果、表の一番下の太枠の計の欄にありますとおり、補正後の資本的収入から資本的支出を引いた収支残はマイナス1億8,507万6,000円となります。

補正予算に係る説明は以上であります。

○奥野総務課長 続きまして、特別議案について御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

議案第6号「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でありますと、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまし

て、部分休業制度の拡充が行われました。このことを踏まえまして、企業局に勤務する職員が部分休業した際の給与の取扱い等について、関係条例を改正するものであります。

2の主な改正の内容ですが、現行の部分休業制度では、1日の勤務時間の一部——具体的には2時間を超えない範囲内とされております、これにつきまして、休業が可能となつておりますが、新たに、1年につき管理者が指定する時間——具体的には77時間30分、日数に換算しますと10日相当になりますが、これを超えない範囲内での休業も可能となりましたので、各条例の給与の減額に関する規定を改定するものであります。

このほか、会計年度任用職員につきましては、部分休業の対象となる子供の年齢が、現行の「3歳に達するまで」から「小学校の始期に達するまで」に拡大され、正規職員と同じ扱いとなります。

3の施行期日は、交付の日から施行することとしております。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。
議案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、その他で何かありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○吉村教育長 それでは、今回御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

委員会資料の2ページの目次をお願いいたします。

まず、議案が議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」外2件となります。

報告事項が「損害賠償額を定めたことについて」外1件になります。

その他報告事項が「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について」外4件となります。

次のページをお願いいたします。

議案第1号、一般会計補正予算に係る教育委員会分といしまして、表に太線で囲んであります一般会計の合計欄のとおり、3,656万8,000円の増額補正を今回お願いするものであります。

私からの説明は以上でありますが、詳細につきましては、この後、引き続き関係課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○須波教育政策課長 教育政策課の令和7年度9月補正予算につきまして御説明いたします。

4ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますように、70万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、54億6,761万2,000円となります。

5ページを御覧ください。

その内容といしましては、（事項）教育企画費の説明及び事業名欄にあります、新規事業「校務における生成AI活用検証事業」が、国

事業受託事業者からの採択決定を受けたことに伴い、増額補正をお願いするものであります。

国事業受託事業者とは、文部科学省から業務委託を受けた民間企業であり、実質的に国10分の10補助の事業となります。

それでは、事業について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

予算額は70万円で、事業の目的は、業務の効率化と質の向上による教職員の働き方改革を推進するため、県立学校の校務における生成A Iの利活用事例の創出及び普及を図るもので

事業の概要の（1）事業内容ですが、利活用事例を創出する取組として、生成A Iパイロット校2校——延岡星雲高校と小林秀峰高校になります。この2校におきまして、授業計画、教材等の文書作成や、報告書作成などに生成A Iを活用することで、教職員の校務における生成A Iの利活用を推進します。

さらに、パイロット校2校の実践成果を県内に報告する機会を設けるとともに、県主催の講演会や研修などを通じて生成A Iの利活用の普及を図ってまいります。

（3）成果指標としましては、教職員の半数以上が生成A Iを校務で活用している県立学校の割合が、令和7年7月現在で13%であることから、これを令和8年度中に90%に引き上げることを目指しております。

なお、本事業の期間は令和7年度となります。
○長友高校教育課長 資料の7ページを御覧ください。

表の左から3列目、補正額の欄にありますように、高校教育課からは1,051万円の増額をお願いしております。

これにより、補正後の額は、表の右から3列目の欄にありますとおり、40億7,554万円となり

ます。

資料の8ページを御覧ください。

今回増額をお願いする事業は、（事項）一般運営費（教育庁共通）のうち、物価高騰対策として、全額国庫補助で実施いたします「県立学校給食等緊急支援事業」です。

資料の9ページを御覧ください。

事業の概要としましては、学校で提供される給食や、寮で提供される寮食等について、これまでどおりの栄養バランスや量の保たれた食事を安定的に提供するため、国の重点交付金を活用し、物価高騰による食費増額分を支援するものです。

対象は、県立五ヶ瀬中等教育学校、県立特別支援学校、地区生徒寮、県立高等学校生徒寮及び宮崎県高等学校定時制の給食費や寮食費でございます。

資料10ページを御覧ください。

「県立学校給食等緊急支援事業」は、物価高騰対策として、令和4年度から継続して実施している事業であります。

当初、今年度の補助額につきましては、日銀の経済・物価情勢の展望等を勘案いたしまして、令和5年度の給食費等の実績額と比較して、約4.5%の物価上昇になると見込みで決定したのですが、今年度の急激な物価上昇に対応するために、直近の消費者物価指数を基に算定した物価上昇率約8.4%に基づき、各学校の状況を勘案して、今回追加支援を実施するものです。

○菊池教職員課長 同じく、資料の11ページを御覧ください。

教職員課の補正予算額は、左から3列目、補正額の欄の上から5段目、（目）教職員人事費において2,535万8,000円の増額をお願いしております。

それでは、この内容につきまして御説明いたします。

12ページを御覧ください。

上の表の（事項）教職員人事費の説明及び事業名の欄に記しております1の教職員人事管理に要する経費に係る増額分でございます。

補正の内容といたしましては、資料の中ほど事業の目的に記載のように、教職員の給与や諸手当等を関係法律などに沿って適切に計算・支給するための人事給与システム等の改修を行うためでございます。関係法令等が令和7年6月で成立したため、今回の補正予算で要求するものでございます。

事業の概要につきましては、1の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正に伴う人事給与の計算システムの改修に1,456万7,000円、2の職員の旅費に関する条例改正に伴いまして、市町村立学校旅費計算エクセルツールの改修に1,079万1,000円を計上しております。

○山之口特別支援教育課長 特別議案の「工事請負契約の締結について」を御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

議案第10号ですが、昨年度3月の定例会において御承認いただきました当初予算に基づき、高等特別支援学校・校舎新築工事の請負契約を締結しますことから、県議会の議決をお願いするものであります。

1の工事請負契約の概要ですが、工事名称はみやざき高等特別支援学校建設主体工事、契約金額は11億5,781万5,450円、契約の相手方は吉原建設株式会社で、工期は契約締結日から令和8年8月25日までを予定しております。

次に、2の事業の概要ですが、（1）、（2）は記載のとおりであります。

（3）の校舎概要につきましては、鉄骨造3階建て、延べ床面積3,574平方メートル、

（4）の予定生徒数ですが、学年3学級の高等部1～3年で、全校生徒数72名を予定しております。

次に、3の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでありますと、令和9年4月の開校を予定しております。

なお、生徒は令和9年度から学年進行で順次入学することになりますので、3学年全てがそろうのは令和11年度となります。

○田中スポーツ振興課長 資料14ページを御覧ください。

議案第15号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

これは、令和7年度の「練習環境整備事業」のうち、県総合運動公園内に整備中の自転車競技場について、走路舗装工事の契約金額が変更となりましたことから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、今回提案したものであります。

県では、皆様御承知のとおり、令和9年、本県開催の国スポ大会に向け、県総合運動公園内の自転車競技場の改修を行っているところでありますが、この自転車競技場は自転車が走行するトラックに傾斜をつけるため、最大約6メートルの盛土を行う必要がありまして、その盛土に必要な土は、建設資材を販売する事業者から購入したものや、解体前の自転車競技場で利用していた土を改良したものを利用する予定としておりました。

しかし、競技場内に設置しました建設機械移動用の仮設道路の残りの土をそのまま盛土の一部に再利用できることが確認できたことなどから、購入する盛土の数量が当初よりも減少しま

して、今回、契約金額を2の（3）のとおり減額するものであります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○永山副委員長 資料6ページのA I活用についてお伺いします。

今回、モデルの2つを使って、それを県内のほかの学校にもフィードバックしていくという内容かと思っているんですけれども、成果指標が令和7年度現在で13%が、活用後、90%まで伸ばしたいというような形で設定されているんですが、生成A I自体が、種類がいっぱいあつたりだとか、課金の状況——有料版、無料版とかあるんですけども、校務におけるA I活用に関しての指針、ガイドラインみたいなものというのは、教育委員会として設定されているんでしょうか、お伺いします。

○須波教育政策課長 県におきましては、教育情報セキュリティポリシー、また国が示しております初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドラインというのがありますて、それに沿って進めています。特に個人情報等の取扱いにつきましては、パイロット校としっかり協議し、留意点を確認しながら進めていきたいと考えております。

○永山副委員長 実際に、有料版を使っている学校を把握されていましたか。

○須波教育政策課長 正確に把握までは至っておりませんけれども、恐らく有料版を使っているところはないと認識しております。

○永山副委員長 多分、有料無料で吐き出されるものとかも変わってくると思うので、A I活用検証事業の中でそういったところも検証してもらって、もしその有料版が有効ということであ

れば、またその辺の予算の事業化とか、そういったところもまた今後考えていただければというふうに思っております。

○本田委員 関連ですけれども、この成果指標の令和7年度の13%は、これはどういう根拠で13%が出ているのかをお聞きしたいんですが。

○須波教育政策課長 学校に対して調査をしておりまして、項目としまして、ほぼ全員が活用しているという学校が1.8%、半分以上の教職員が活用しているというところが10.7%ということで、合わせて現況が13%しております。一方で、全く活用していないというところがおよそ1割、10%ほどありますので、そこも含めて徐々に引き上げていくというところで、一部でも使っているところも含めれば全体の9割になりますので、まずはその一部使っているところも含めて、半分以上の職員が活用するというところで令和8年度は、90%という設定をさせていただいたところであります。

○本田委員 ありがとうございます。この後、多分、御報告がある教育委員会の点検・評価の働き方について、評価がCということで、全体の中で評価がCだったのは3つしかなかったと思いますが、その改善ということも多分趣旨になっていると思うんですけども、この目標のところ——使うことが目的になっていて、時間外を減らすとかというような目標になっていない——定量的な目標になっていないと思うんですけども、そこにズバリ何か指標を当てたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺の議論は何かなかったんでしょうか。

○須波教育政策課長 委員御指摘のとおり、あくまでこれは働き方改革のための手段でありまして、最終的には教職員の負担が軽減するというところを目指すものであります。実際、国の

別の調査等によりますと、AIを活用することで、例えばこういう業務は月で5時間ぐらいの縮減になるとか、そういうものもあります。そういうのもこの事業を組み立てる際には、確認・検討をしてきた中で、まずは活用していくというところを広げたいというところで、このような成果指標にさせていただいたんですけども、おっしゃるとおり、究極的にはやはり働き方改革に資するというところを目指しているところです。

○本田委員 ありがとうございます。あと一つなんですけれども、質問というよりか、AIも幅が広くて、例えばドキュメント、画像もそうなんですねけれども、何をどこまで活用するのかというのもある程度提示されたほうがいいのかを感じておりますので、そこは何らかの形で表していただくといいと思っております。これは提言です。

○工藤委員 資料9ページの給食費の保護者負担の軽減に向けた支援——これは多分、食料高騰とか物価高騰に対するところだと思うんですが、ニュースで、23市町村の公立中学校と特別支援学校の県立学校で値上げをするという方向であるみたいな報道があったんですけども、これは間違いということですか——特別支援学校は、値上げはしないということでおろしいのですよね。

○山之口特別支援教育課長 特別支援学校のことで申し上げますと、特別支援学校は今年度、小学部、中・高等部ございまして、今年度、一食分の給食単価が、小学部の平均が約316円、高等部が380円の給食なんですけれども、値上げが大体30円前後あります、その分特別支援学校も補助するということになっております。

○工藤委員 県が今回の事業で補助するとい

ことですか。

○山之口特別支援教育課長 今回の事業で補助することになっております。

○工藤委員 県立学校は県の事業で補助することですが、市町村はやっているところがあるんですか。

○田中スポーツ振興課長 市町村につきましては、実施主体である市町村のほうで取り組まれておりますけれども、令和7年の5月段階での調査におきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、23市町村では値上げをされて、その中で補助をされているところが——数が今、正確なものがございませんけれども、国の交付金等を使って補助している市町村もあると聞いております。

○荒神委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○畠中財務福利課長 資料の15ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件、御報告いたします。

本件は、県立学校の県有車両による交通事故の事案であります。

事故の概要ですが、令和7年3月31日に、宮崎農業高校の食品工学科棟西側駐車場におきまして、職員が公用車を転回しようと左にハンドルを切りながら後進した際、右後方に駐車していた相手方車両に接触する事故を起こしたものであります。

事故の原因は、職員が十分に後方の安全確認をしなかったことによるものであり、過失割合

は県が100%、損害賠償額は16万2,505円であり、全額県が加入する保険から支払われており、令和7年7月30日付で相手方との和解契約を締結しております。

今回の事故を受けまして、当該所属には、交通法令の遵守、交通安全の徹底について改めて指導したところであります。

○中村生涯学習課長 資料の16ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績について御報告いたします。

①の報告の根拠でございますが、平成28年に施行されました宮崎県家庭教育支援条例第18条の年次報告によるものであります。

②の報告の内容につきましては、令和6年度に実施しました施策の実績について、条例第11～16条に示されます6つの条文に沿って整理しております。

詳しくは、別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書にて、条文ごとに各課室が実施した事業名、実施状況等を表に整理しております。

本日は、教育委員会関連の主な事業について抜粋して、資料17～19ページで説明いたします。

それではまず、資料17ページを御覧ください。

令和6年度に実施しました施策の実績につきましては、全部で19課室、52事業であります。

(1) の第11条、親になるための学びの支援につきましては、子供を対象に家庭の役割や子育ての意義などについて学ぶ機会を提供するもので、5課で5事業を実施しました。そのうち、特別支援教育課が実施しました「共生社会を目指す探求活動サポート事業」では、共生社会をテーマとしたシンポジウムやオンライン講座の実施、高校生が主体となって企画する特別支援学校との交流活動を実施しました。

(2) の第12条、親としての学びの支援につきましては、保護者を対象に子育ての知識や子供との接し方など、親としての成長するための様々な学習機会を提供するもので、4課5事業を実施しました。そのうち、生涯学習課では、児童や小・中学生の子供を持つ保護者を対象に、宮崎家庭教育サポートプログラムを県内190件中141件、受講者2,973名に実施いたしました。

資料の18ページをお開きください。

(3) の第13条、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化につきましては、様々な環境にある家庭を支援したり、それを取り巻く関係者間の連携を強めるもので、8課室15事業を実施しました。そのうち、人権同和教育課が実施した「不登校等対策強化事業」では、スクールソーシャルワーカーの学校等への派遣による支援、スクールカンセラーの学校への配置による支援を行いました。

(4) の第14条、人材の養成等につきましては、家庭教育に関する支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するもので、4課4事業行いました。そのうち、生涯学習課では、みやざき家庭教育サポートプログラムを普及するための推進役となるトレーナーを養成する養成研修会とスキルアップ研修会を実施しました。

資料19ページをお開きください。

(5) の第15条、相談体制の整備、充実等につきましては、保護者や子供たちが気楽に話すことができる相談体制の整備・確保を行うもので、9課11事業を行いました。そのうち、人権同和教育課が実施した「みやざきの子どもを支える問題解決支援事業」では、子育てやいじめ・不登校等の問題の解決を図るため、24時間

子供SOSダイヤルや来訪相談、SNS相談を実施しました。

(6) の第16条、広報及び啓発につきましては、家庭教育に関する情報を県民に提供するもので、8課12事業実施いたしました。そのうち、生涯学習課では、ホームページにて、みやざき家庭教育サポートプログラムの冊子やリーフレット、研修会の案内などを積極的に様々な情報提供を行いました。また、家庭教育支援啓発ポスターを1,400部作成し、全市町村に配布とともに、公共施設等で掲示を依頼しました。

このように、県の家庭教育支援に係る施策につきましては、関係課室と連携し、全序的に取り組むことができました。

今後も、関係課室と相互の事業について推進し、県民みんなで家庭での教育を支える体制づくりを目指してまいります。

○荒神委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○安田委員 資料18ページのスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの相談件数なんですが、大分伸びてきているのですが、どのような内容で上がっていったのか、もし分かれば教えてください。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 このスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーにつきましては、令和6年度から大幅に増員をしたというのが要因でございまして、そのことによりまして、令和6年度の相談件数がかなり伸びているということになります。その相談の中身につきましては、割合としては様々でございますけれども、学校の不登校、もしくは友達関係、あとは家庭状況の相談、様々なことについて相談があったと私たちとしては把握し

ております。

○安田委員 いわゆる人数が増えたということで、相談件数も増えたということで間違いなかったでしょうかね。

それと、資料19ページ「みやざきの子どもを支える問題解決支援事業」についての件数等が記載されていないので、もしよければ教えていただきたいと思います。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 今の御指摘がありました24時間子供SOSダイヤルの内容につきましては、令和5年度が619件、令和6年度が若干減りましたけれども601件、学校による相談よりも、子供や家庭に関する相談のほうが若干増えたというところが特徴でございます。

○坂口委員 単純で基本的だけれども、まず学校教育と家庭教育の違いについてです。大まかに分けて、どういったことを学校教育の中で主としてやっていくのかというのと、家庭教育というのは大体どういったことについて行政がそこに関与してやっていく、この分岐はどのようにになっているんですか。

○中村生涯学習課長 学校教育につきましては、学習指導要領に沿った計画的な教育がなされるところなんですが、家庭教育につきましては、社会教育の一つというふうに考えていいと思います。県としても、家庭教育についていろいろ研修の場とか、またはみんなで支えるというようなところをするための家庭教育支援条例というのを定めておりまして、それに沿って具現化に向けて全序的に取り組んでいるところであります。

○坂口委員 家庭教育支援というならば分かるんですよね。これを家庭教育という一からげで上げてこられて——中を見ると家庭教育支援な

んですよね。もうちょっと分かりやすく言うと、子供が学校に行き、成長していく期間というのは、単純に家庭教育と学校教育の2つに分けてました。家庭教育というのは、感覚的にはしつけの部分だったんですね。ちゃんとお箸で御飯を食べるんですよ、手を洗うんですよというのを学校で教えるのではなくて、家庭でやる。だから、それぞれの家庭の特色があった上での、その家庭で育ったなり地域で育ったなりの教育というものを自然に身につけていって、大人になっていくということだったんですけども、今は社会が複雑になってきています。ここに、事業として取り組まれたように、家庭でどうしようもない問題とか、関係者が絡まないと解決できない問題とかいうのが出てきたから、私はこれを簡単に家庭教育でまとめていいのかなと思って——整理の仕方を3つに分けなきゃいけないんじゃないかなと。ここは保護者の責任ですというのもと、これは学校が責任を持ちますということ。これは自己完結できない分野ですということで、家庭教育の中においては、今ここでも、学校教育課という、直接子供たちに関与する課と、人権同和教育・生徒指導課といった、あってはならないこと、そういうものをしっかりと排除していって、国民の一人一人が自分のものとして身につけさせるんだという、いわゆる教育の延長線上のものですから、これを仕分けていかないと、聞いていて何か分かりづらいんですよね。家庭教育ではないだろうというか、社会、あるいは行政が解決する——手を差し伸べないと、これはとても自己完結は無理だぞというようなものがほとんどで、でも私たちが感覚的に家庭教育というと、それは親がやらなければいけないんだろうとか、何でそんなものを学校にまで持ち込むのかというのは、私たちから

見るとありますよね。これはやはり整理されたほうがいいような気がする。何もかも学校に頼ってしまうというか、そこらはどんなんですか、何か違和感があるんですけれども。

○吉村教育長 委員の御指摘のとおりでございまして、一般的に家庭教育の中身はいろいろございまして、例えば子供が親になるためのその学び、それも家庭教育の一環としてやっておりますし、子育ての意義、そういうのも家庭教育の一環としてやっております。家庭教育、社会教育全般を教育委員会が今、まとめの所管をやっている関係で、委員御指摘のように若干分かりづらくなっている部分は多々あろうかと思います。

一方で、御承知のとおり、今、学校現場が非常に疲弊している一つの要因としまして、本来、家庭教育、もしくは社会教育の中でやるべきことを学校にやってくれというふうに言ってくる保護者等も増えている関係で、学校が疲弊しているという状況もございます。文部科学省からも学校が担うべきこと、家庭が担うべきこと、地域が担うべきこと、そこをしっかりと整理した上で、学校が担うべき役割を果たせるよう、地域、保護者、学校が一体となって、協議してやるようという通達も出ておりまして、それをしっかりと担うために、小、中、高、全ての学校にコミュニティ・スクール化ということで、関係者が集まってそういう話をする場を設けておりますので、そういう中で、委員の御指摘の役割分担という部分はしっかりとやっていく必要があろうと思っております。それをやらないと、今、教員の確保が非常に厳しくなっておりますので、ますます時間外等々が増える可能性がありますので、そこは今後の課題として受け止めて対応していく必要があると考えております。

○坂口委員 何かそんな気がするんです。主たる責任者というものが学校、家庭、そしてサポートというものが領域にまたがっていくというので——私のへ理屈かも分からなければども、何で家庭教育というのかなと。家庭教育というのは、もともとこういった部分をやるんですよという部分があったのに、すっぽりかぶせてしまったような気がして、これはもう言つても切りがないけれども、そういう疑問を尋ねてみました。

○荒神委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後、お願いいたします。

○須波教育政策課長 資料20ページを御覧ください。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。

まず、1の概要についてあります。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、県教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況を自主的・客観的に点検評価し、その結果を議会に提出するとともに、公表するものであります。

次に、2の点検・評価報告書の構成についてであります。

大変お手数ですけれども、報告書を別冊資料として配付しております。そちらを御覧いただいてよろしいでしょうか。

表紙をめくっていただいて、目次を御覧ください。

報告書ですけれども、4章立てで構成しております。

上から4行目にあります第1章ですけれども、第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委

員の活動状況をまとめております。

第2章では、宮崎県教育振興基本計画に基づく、7つの基本目標、19の施策につきまして、施策の進捗状況についての分析と今後の方向性を示しております。

下から2行目のところですけれども、第3章では、6名の外部有識者の方々からいただいた客観的かつ専門的な視点からの意見を記載しております。

第4章は、総括として評価結果を記載しております。

恐れ入りますが、再度、元の委員会資料20ページにお戻りください。

3の評価の基準について御説明いたします。

評価につきましては、推進指標の達成度や関連する取組状況を参考に、学識経験者の意見なども踏まえ、AからDの4段階で行っております。

右の表の評価区分にありますとおり、Aが順調、Bがおおむね順調、Cがあまり順調でない、Dが順調でないとなります。

次に、4の評価結果についてであります。

資料21ページを御覧ください。

全部で19の施策でございますが、令和6年度の全体的な評価結果は、A評価が4施策、B評価が12施策、C評価が3施策、D評価がゼロ施策となりました。

施策の取組が順調であるA評価とおおむね順調であるB評価の合計は、令和5年度は12施策に対し、令和6年度は16施策となり、全体としては一定の成果が出ておりますが、一部の施策におきましては、成果や課題を踏まえ、今後の取組において改善が必要であると認識しております。

なお、各施策の詳細な評価につきましては、

22～24ページにまとめております。

また、先ほど目次を御覧いただきましたけれども、先ほどの別冊資料の114ページ以降にも詳細を記載しております。後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、もう一度、資料20ページにお戻りください。

5の作成経過及び今後の日程についてであります。

令和7年3～5月にかけまして、教育委員会事務局内部で施策ごとに点検を進め、推進指標の実績数値から算出した一次評価を基に、教育庁内で協議を実施してまいりました。

7月には、学識経験者等の出席の下で、外部有識者会議を実施し、8月には、教育委員全員と一次評価、庁内協議の結果及び学識経験者からの意見を参考に、全体総括としての二次評価の方向性について協議を行いました。その後、定例教育委員会において付議し、決定しております。

こうした経過を踏まえまして、本日、常任委員会にて御報告させていただき、10月には県ホームページにて広く県民に公表する予定としております。

この点検・評価の結果を、今後の教育行政の推進に十分反映させ、本県教育のさらなる振興・充実に努めてまいります。

○長友高校教育課長 資料の25ページを御覧ください。

第49回全国高等学校総合文化祭の結果について御報告いたします。

「讃岐に咲くは才の花たち」の大会テーマの下、7月26～31日の日程で香川県で開催され、本県からは253名の生徒たちが参加いたしました。

今大会は例年より非常に好成績を収めており、

特に自然科学部門で宮崎西高校化学部が全国第1位に当たる文部科学大臣賞を受賞しております。また、弁論部門におきまして、宮崎大宮高校2年生の渡瀬由那さんが全国2位に当たる文化庁長官賞を受賞するなど、9部門で個人9名、そして3団体が入賞しております。

資料26ページを御覧ください。

本県から参加した17部門の結果を掲載しております。

また、続きまして27ページを御覧ください。

こちらは参考資料として、過去5年間の入賞実績を記載しております。

○田中スポーツ振興課長 説明の前に資料の差し替えをお願いいたします。差し替え資料につきましては、机上に配付させていただいていると思いますけれども、2枚の資料となります。

まず、1枚目は29ページ、個人の部と記載してある資料の訂正です。

訂正箇所が2か所ございまして、ナンバー3、柔道女子の植田選手とナンバー4、剣道男子の重永選手の順位を5位に訂正をお願いします。

次に、2枚目になりますけれども、32ページ、令和7年度全国高等学校定期制・通信制体育大会の結果の訂正となります。

訂正箇所が3か所ございまして、1か所目は上の表の上から3人目の剣道女子個人、勇志国際通信の福永選手、5位が追加となります。2か所目はその下の前田選手の順位が5位に訂正となります。3箇所目は下の表、ベスト8以上の入賞者の推移の令和7年度人数欄の女子個人の人数と合計人数が1名ずつ増えまして、合計5名となります。

御迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございません。

それでは、資料の報告をさせていただきます。

資料28ページを御覧ください。

令和7年度全国中学校体育大会の結果についてであります。

本年度の大会は、8月17～25日の日程で、九州ブロック、九州8県において開催されました。その競技結果であります。まず団体におきましては、サッカー競技の日章学園中学校が第2位、軟式野球競技の尚学館中学校が第3位など、4競技で4つの中学校が8位以内に入賞しております。

特にサッカー、剣道につきましては本県で開催されまして、地元開催の中でそれぞれの競技において入賞校も出まして、各会場大変盛り上がりました。

入賞数については下段を御覧ください。

続いて、29ページをお願いします。

個人におきましては、柔道競技90キロ超級で、日章学園クラブの三浦選手が第2位、水泳競技100メートル背泳ぎで、赤江中学校の古屋敷選手が第7位など、3競技で4人が8位以内に入賞しております。

ちなみにこの夏、弓道競技やゴルフ競技等におきましても、中学生が全国の舞台で活躍しましたけれども、これらの競技の大会は競技団体が主催する大会であります。この場では体育連盟が主催する大会についての結果報告とさせていただいております。

続きまして、資料30ページを御覧ください。

令和7年度高等学校総合体育大会等の結果について報告いたします。

本年度の大会は、7月24日から8月20日までの日程で、中国地方を中心に開催されました。まず団体ですが、ボクシング男子学校対抗の日章学園高校が優勝、剣道男子の日章学園高校が3位になるなど、6競技7種目で8位以内に

入賞を果たしております。

入賞数については下段を御覧ください。

続いて、31ページを御覧ください。

個人におきましては、ウエイトリフティング女子45キロ級の小林高校の川崎選手、空手道男子個人組手の宮崎第一高校、中村選手、ボクシング男子ウェルター級の日章学園高校の本庄選手、カヌー男子カナディアン・フォアの宮崎大宮高校の落合、野田、脇山、玉木選手が優勝しております。

続いて、32ページを御覧ください。

最後に、令和7年度全国高等学校定時制通信制体育大会の結果について報告いたします。

この大会につきましては、剣道男子個人の勇志国際高校の尾形選手、同じく剣道女子個人の長町選手が入賞しております。

入賞数については下段を御覧ください。

○荒神委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○永山副委員長 先ほど本田委員からもありましたけれども、資料24ページ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書で、施策の15番、学校における働き方改革の推進というところで、評価としても悪い状況で、時間外業務の時間についても——要は45時間を超えて仕事をされている先生たち——特に教頭先生が忙しいというのは見て分かりますけれども、そういう状況かというところが見てとれました。

先日、説明をいただきました高校の先生の資料の紛失・情報の漏えいの恐れがあるという報告があったと思うんですけども、あれは要は風呂敷残業、持ち帰り残業に相当するものだと思いますので、その持ち帰り残業については、結局、この実態の数字には反映されていないん

じやないかと思うんです。持ち帰り残業が学校で実際にどの程度行われているかというような実態把握であるとか、持ち帰り残業をしないような指導の状況などが分かれば教えてください。

○菊池教職員課長 今、御指摘のとおりなんですかけれども、実は持ち帰り残業がどのぐらい行かれているかという細かな部分までの分析は、正直できておりません。ですから、今、取り組もうとしているものが、第2期の働き方改革に入っているんですけれども、一度これを止めまして、先生たちの働き方の実情、そこをしっかり調べる必要があると捉えております。

教育長からの指示を受けまして、前半は終わりますが、後半、どのように先生方の実態をしつかり見ていくか、その項目等も含めて、再度洗い出す方向でいるところです。

○永山副委員長 日中の時間内に終わらないので、結局持ち帰って業務を行わざるを得ないというような状況もありますし、資料の持ち出しについては情報漏えいの観点があると思うんですけれども、今やGメールで自分の家のパソコンに資料を送って家でやるとか、Gメール残業だとかいう話を聞きますので、ぜひともその辺の働いている実態を把握していただいて、対策なり講じていただければと思っております。

○工藤委員 教育委員会の点検・評価別冊の22～23ページについてお伺いしたいんですが、取組1、いじめ及び不登校・高等学校中途退学者等への対応の充実の1～4の令和6年度の主な取組の中で、市町村教育支援センターとの連絡協議会を計3回、フリースクール等民間団体との連絡協議会を計2回開催し、情報共有や支援方法についての協議を実施したと書かれているのですが、これを実施して、その後どのような取組を行ったのか、教えていただければと思いま

ます。

○川越人権同和教育・生徒指導課長 この前御説明をしたかと思いますけれども、昨年度、県の教育支援センターコネクトを設置しまして、そこを中心にこの2つの協議会を立ち上げております。

そこで昨年度、回数を重ねて、意見交換をさせていただいたのですけれども、まずフリースクールにつきましては、昨年度は、様々な意見、現状、これを把握するというような段階でございました。それら意見を踏まえまして、本年度の事業の中で先日説明をさせていただいたフリースクール等への補助をしながら、これから関係の在り方について検討、検証していくというところにつなげております。

また、市町村支援センターの協議会——いわゆる市町村立の小中学校につきましては、そちらで対応している方もいらっしゃいますので、そこと県との連携の在り方を中心に話をしまして、県は県立学校のほうもしっかりとやっていくことになりますので、そこのすみ分けの在り方、役割分担、そういったところについて、現在、検討をしているところでございます。

○工藤委員 続いて別冊の23ページ、日本語指導支援員の配置について、連絡協議会の中で協議や研修等を実施し、日本語指導の指導支援体制の整備を行ったと。このことは市町村、学校、校区ごとに、日本語教育が行われるような体制が整ったということでおろしいでしょうか。

○柚木山義務教育課長 今、日本語指導が必要な子どもたちに対して、市町村において日本語指導のサポーターを雇用しており、県としては拠点校の指導教員を配置しています。県と市町村で連携しながら、指導体制の確立を行っているところで、国の事業を活用しながら、指導の

在り方、支援の在り方について、今、研究しているところでありますて、全ての子どもにというわけではないんですけども、対象のお子さん方には支援が充実していっているところであります。

○工藤委員 細かいことになるので、後は個別で確認します。

○本田委員 常任委員会資料24ページの施策15、学校における働き方改革の推進というのが気になっておりまして、外部の有識者からの意見も、すばり言われてまして、「時間外勤務の状況は改善が見られず」というところまで、「取組の評価を疑問視せざるを得ない」というところも言われていますが、まず、小学校、中学校、高校、特別支援学校ですか。これは数字でいうとどれくらいの母数になるのか、分かれば教えてください。

○菊池教職員課長 1,342名の抽出になります。

○本田委員 それぞれ小学校、中学校、高校、特別支援学校どれくらいの比率、数字でもいいんですけども教えていただけないですか。

○菊池教職員課長 お時間いただいてよろしいでしょうか。

○本田委員 後でいただければいいかなと思います。何を言いたいかというと、時間外業務時間が1か月45時間未満に該当する教職員の割合に、すごくばらつきがあると思っていまして——要するに副校長・教頭がかなりの業務を背負っていらっしゃるというふうに見えるんですけども、ここはなかなか分担できない仕事なのかどうかをちょっと伺いたいんですが。

○菊池教職員課長 先ほど第2期の働き方改革を止め、質問項目も含めてやり直すという点をお伝えしましたが、実際、委員御指摘の点につきましても、教頭の職が、今、どういうところ

まで関わってやっているのか、どう改善すればいいのかというところを絞り出すために、まずは教頭職の洗い出しを行っています。

もちろん一般的には、私たちの経験の中では知っているんですけども、今現状どうなっているか——実は1か月前になりますが、教頭会のほうに出向きましてその調査を行ったりしております。

ですから、まずは、委員御指摘のとおり業務を洗い出して、どういうふうにそこを改善しなければいけないかを再度やり直すというところに、今、入っています。

お答えにならないかもしれません。

○本田委員 役割分担というか、そういうので改善できるのではないのかな——昔からの慣例みたいなもので、教頭先生はここまでやらなくではいけないとか——細かく言うと鍵を閉めて帰るのは教頭だとか、何かその辺は常識的に考えてもおかしいのではないのかなと思うところもありますので、そこはしっかり業務の内容を見ていただいて改善を進めないと、改善は多分進まないんだろうなというふうに思います。

それと、あとは事務職の方について、一般質問で質問をさせていただいているんですけども、事務職の方の時間外業務時間が1か月に45時間未満に該当する割合は、非常にいい状況なんですが、国は事務職が事務を司るという言っていますけれども、もう少し役割を分担ができるんじゃないかなと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○菊池教職員課長 ここにつきましても、委員御指摘のとおりです。

事務職員の在り方が法改定されて久しい部分がございます。事務職員が何をすべきか、何を業務としているかというのも、実は教職員課か

ら共同学校事務室を見てみると、やはりそこにも差があります。ですから、何をすべきか、何をする職なのかというところからもう一度そこを洗い出した上で、資質向上、そして人材育成に関わると考えております。そのためにどのように育成していくのか、私たちの業務でございますので、ここに結びつけて働き方改革を捉えていかなければならぬと考えております。

事務職員につきましては繰り返し申しますが、人によって、今、その充実度合いが異なっている実情があると認識しておりますので、その辺りの整理と資質の向上、人材育成を含めて取り組んでいきたいと考えています。

○荒神委員長 暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

○菊池教職員課長 先ほど委員の御指摘では、母数を申し上げました。ここにつきましても再度精査いたしまして、後で御提出いたします資料に記載させていただければと思っております。よろしくお願ひします。

○荒神委員長 それでは、その他に何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 ないようでございますので、それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時6分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、22日月曜日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時7分散会

令和7年9月22日(月曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

委 員 長	荒 神 稔
副 委 員 長	永 山 敏 郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	中 野 一 則
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	工 藤 隆 久

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 木 一 寛
総 務 課 主 事	高 妻 勇 斗

○荒神委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案等の採決を行いますが、採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○荒神委員長 委員会を開会いたしました。

採決につきまして、議案の採決は一括、議案ごとに対するかいかがしましょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 採決は一括採決ということで御異議ございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第6号、議案第10号及び議案第15号につきましては、議案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第6号、議案第10号及び議案第15号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてあります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時7分再開

○荒神委員長 委員会を開会いたしました。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し入れることといたします。

次に、11月4日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時15分再開

○荒神委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月4日火曜日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○荒神委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時16分閉会

署 名

文教警察企業常任委員會委員長 荒 神 横

